

別記(二)

- 一、凡十箇月、自終久ニト
- 一、十箇月、以テ時村改時代ノ俸給(即々月給)シ理會及
梅武ヨリ推考ニ於テモ亦久ニト俸給ス
- 一、十箇月、以テ俸給ノ決定ハ收付同リモ亦久ニト運ヒ、時村、音成、
本村、山、其ノ格者ト協定スニト
- 一、又、十箇月、於テハ現在以下ノ俸給俸考ヨリ増ヤンニト
- 一、以上承認ニヨリテ大田堂へ送付新俸考ヲ如クシメタリ

6. 9. 25
1731

勞社第三二五二號

昭和五年九月廿二日

警視總監

凡山鶴吉

内務大臣 安達謙藏
 社會局長 長官 殿
 大阪府知事 殿

成章當時枚印刷所ノ勞働爭議ニ際スル件 (第一報一解決)

要旨ニ共實折衝ノ結果十七日未拂賃金ノ内二百円ヲ入拂ニ悉解決ス

標記爭議ニ就テハ概狀、之其ノ後勞資共特異ノ行動ナ